

市原園短期入所生活介護の持ち物・利用料金のご案内

令和8年8月1日

利用者の皆様

I 必要なもの

お薬（ご利用日数分）

吸引器、エアーマット、経管栄養 などご利用の方は、ご持参下さい

II 身の回り品

衣類・・・二・三組（肌着、普段着、靴下）

施設での履物(リハビリシューズ、運動靴 スリッパは危険です)

その他

入れ歯使用の方・・・歯磨き粉、歯ブラシ、入れ歯ケース（コップで可）

プラスチック製のコップ、電気シェーバー(男性のみ)

※ タオル類・ティッシュ・トイレットペーパー・オムツは、基本的に持参していただかなくて結構ですが、以下の場合にはご相談した上でご持参をお願いする場合があります。ご了承下さい。

① ティッシュ・トイレットペーパーで遊んでしまう

② 自分のタオルでないと納得していただけない

③ 汚れないが毎回おむつを新しくすることを希望される など

持ち物全てに氏名を記入してください。

III 基本利用料単位数 介護保険給付対象【1日】

	基本単位数
要支援 1	529 単位
要支援 2	656 単位
要介護 1	704 単位
要介護 2	772 単位
要介護 3	847 単位
要介護 4	918 単位
要介護 5	987 単位

・サービス提供体制強化加算 1日 6 単位 ・送迎加算 1回 184 単位

・緊急短期入所受入加算 90 単位/日 （7日間、限度 14日間）

※上記金額に介護職員処遇改善加算が 17.6%加わります。

※ 地域区分加算 5.5%の上乗せがあります。（1単位 10.55 円計算です。）

ご利用料金 = 処遇改善加算算定後単位数×負担割合率×10.55 円です。

※ 長期利用者に対しての短期入所生活介護を提供する場合

・31日超え 1日当たり基本単位数から 30 円減算

・62日目以降は、下記の表記通り基本単位数が施設入所と同単位となります。

介護 1	介護 2	介護 3	介護 4	介護 5
670 単位	740 単位	815 単位	886 単位	955 単位

市原園短期入所生活介護の持ち物・利用料金のご案内

令和 8 年 8 月 1 日

・ 居住費（滞在費）

1 日 2,066 円とする。ただし自己負担軽減対象者は、下記※印の表の通りの負担限度額とする。

・ 食事の提供に要する費用

1 日 1,545 円とする。ただし自己負担軽減対象者は、下記※印の表の通りの負担限度額とする。（朝食 450 円、昼食 595 円、夕食 500 円）

※ 食費・居住費自己負担の軽減対象者とその負担限度額 [日額]

対象者の区分（利用者負担段階）		居住費	食費
第 1 段階	・ 市長村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・ 生活保護受給者	880 円	300 円
第 2 段階	・ 市町村民税世帯非課税であって、合計所得金額と年金収入額の合計が年額 82.65 万円以下の方	880 円	600 円
第 3 段階①	・ 市町村民税世帯非課税で第 2 段階該当以外の方（年金 82.65～120 万円） 上記以外の方	1,370 円	1,030 円
第 3 段階②	・ 市町村民税世帯非課税で第 2 段階該当以外の方（年金 120 万円超える） 上記以外の方	1,470 円	1,360 円
第 4 段階	・ 上記以外の方	2,066 円	1,545 円

※ 市役所介護保険課で介護保険負担限度額認定を申請頂く必要があります。

☆その他

・ 私物家電製品電気代。1 品目につき 1 日 50 円（テレビ、電気毛布、あんか等）

※テレビ・アンカについては貸し出し用もございます。

・ ユニット活動費 1 日 100 円

※食事時以外でのお茶・ジュース・茶菓子及びレク材料費として。

・ 理容費（希望者のみ） 散髪 1,800 円（現金で先にお預かりします。）

・ 事務所にてお小遣いを預かる場合は、事務手数料として 1 ヶ月 1,000 円の負担金が発生します。

IV 終わりに

短期入所ご利用中に容態の変化があった場合は、通院などをしていただく為に、ご家族様に連絡させていただきます。

入院などの場合は、その日にご利用終了日となります。

尚、苦情、お問い合わせはお気軽に下記電話番号まで

特別養護老人ホーム 市原園

0436-96-1148

泉水、緒形 まで